

E i w a N e w s

年末調整

平成 26 年 11 月
(No. 112)

今年も年末調整の時期が近づいてまいりました。

税務署から「年末調整のしかた」や「年末調整等説明会の開催のお知らせ」がお手許に届いていることと存じます。

毎年のお知らせになりますが、年に一度の作業ですので、今回はその留意点等についてご説明いたします。

また、年明けには、法定調書、給与支払報告書、償却資産申告書の提出等もありますので、お早めに準備を始められることをお勧めいたします。

[1] 今年の変更点

中小企業等協同組合法の一部改正に伴い、以下の保険料控除の対象範囲が変わりました。

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日以後に支払う掛金について適用されます。

1. 生命保険料控除

生命保険料控除の対象となる共済契約の範囲に、共済協同組合連合会（火災共済の再共済の事業を行う協同組合連合会）の締結した生命共済契約を加えることとされました。

2. 地震保険料控除

地震保険料控除の対象となる共済契約の範囲に、火災共済協同組合の締結した火災共済契約に代えて、火災等共済組合の締結した火災共済契約を加えることとされました。

[2] 年末調整を行うにあたって

1. 必要書類

平成 27 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

平成 26 年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

年末調整の対象となる人数分を用意・配布し、早めに回収することをお勧めいたします。

記入もれや、下記 2. の添付書類のもれがある場合には、年末調整手続きに時間がかかることがあります。

2. 添付書類

年末調整を行う際には、下記の証明書類等の添付が必要になります。

生命保険料控除、地震保険料控除、並びに社会保険料控除のうち国民年金保険料及び国民年金基金掛金、小規模企業共済等掛金控除を受けるための証明書類

年の途中の入社で前職がある人は、前職分の源泉徴収票

住宅ローン控除を受けるための、税務署から発行された給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書や金融機関から発行された借入金の残高証明書

保険会社・厚生労働省等から送られてきた証明書類等を紛失されている場合には、早急に再発行の手続きを行う必要があります。

なお、毎月の給料から差し引かれる社会保険料の金額については、添付書類は不要です。

[3] 確定申告

年末調整により、給与所得者のうちの多くの方は年間の税額が確定します。

確定申告が不要になる大切な手続きです。

なお、給与所得者で、住宅ローン控除の適用を初めて受ける方、医療費控除の適用を受ける方、寄附金控除の適用を受ける方、同時に2ヶ所以上の会社から給与を受けている方、収入が2,000万円を超える方等は、確定申告が必要になります。

[参考] 来年分（平成27年分）から適用される主な改正点

1. 源泉徴収

平成27年分以後の所得税の税率について、新たに課税所得4,000万円超の区分が設けられ、その税率を45%とすることとされました。

この改正に伴い、「給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）」及び「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」等が改正されましたので、源泉徴収事務を行う際にはご注意ください。

2. 住宅借入金等特別控除

要耐震改修住宅（注）を取得した場合において、当該住宅取得の日までに同日以後耐震改修を行うことにつき一定の申請手続きをし、当該住宅を居住の用に供する日（取得の日から6ヶ月以内）までに、耐震改修により耐震基準に適合することとなったことについて一定の証明がされたこと等の所定の要件を満たすときは、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができることとされました。

（注）要耐震改修住宅

建築後使用されたことのある家屋で耐震基準又は経過年数基準に適合しない一定のものをいいます。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いたします。